

令和6年度定期監査について、横手市長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和7年6月2日

監査報告書に基づき措置を講じた事項

種類 令和6年度 定期監査（第3期）

期間 令和6年12月3日（火）～令和7年3月27日（木）

範囲 令和5年度（令和6年1月1日から令和6年3月31日まで）、令和6年度（令和6年4月1日から令和6年12月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況

総務企画部、市民福祉部、建設部、上下水道部

課名等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
総務企画部	総務課	1 施設管理 消防設備等点検時の不良箇所を改善していない。	早期に改善できるよう、設備修繕工事の予算要求を引き続き行っていく。
市民福祉部	社会福祉課	1 契約事務 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の場合に記載すべき横手市契約規則の条項を明記していない。	横手市契約規則の条項を明記した。今後は記載に漏れが無いようチェック体制の強化を図った。
	子育て支援課	1 契約事務 随意契約の根拠条項を誤っている。	過去の随意契約を一覧にし、根拠条項を記載するとともに、誤りが出た部分を注意事項として課内共有した。それ以外の新たな契約に関しては、法令、規程を都度確認するとともに契約検査課のマニュアルの再確認を行った。
	まると福祉課	1 服務事務 私有車の公務使用において、横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳の整備に不備がある。	私有車登録台帳へ車検証及び任意保険証書の写しを添付するとともに課内チェックの徹底を図った。

課名等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
市民福祉部	生活環境課	1 契約事務 委託契約の検査調書において、財政課への合議を行っていない。 2 財産管理 年度初めから使用する行政財産使用料の調定日が4月1日付となっていない。	1 全ての委託契約について決裁時に合議漏れ等が無いようチェック体制を強化した。 2 課内で声をかけ合い調定漏れが無いよう業務を進めることを確認した。令和7年度分については、4月1日付けで調定を行った。
建設部	都市計画課	1 契約事務 随意契約の根拠条項を誤っている。	根拠条項の安易な解釈を行わず慎重に判断するほか、決裁時の確認を確実に実施することとした。
上下水道部	下水道課	1 補助金事務 交付決定において、決裁権者を誤っている。	決裁権者を改めて、決裁を取り直した。今後は事務決裁規程を確認し、課内でのチェック体制の強化を図った。